

## 議第 52 号

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 19 年 2 月 20 日提出

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例

京都市屋外広告物等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条の 2」を「第 16 条」に改め、「歴史的意匠屋外広告物」の右に「及び優良意匠屋外広告物」を加える。

第 2 条第 8 号中「第 32 条」を「第 32 条第 1 項」に改め、同条第 9 号を同条第 12 号とし、同条第 8 号の次に次の 3 号を加える。

(9) 優良意匠屋外広告物 第 32 条第 2 項の規定により指定された優良意匠屋外広告物をいう。

(10) 建築物等定着型屋外広告物等 建築物又は別に定める工作物に定着させて、表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件をいう。

(11) 独立型屋外広告物等 建築物等定着型屋外広告物等又はアドバルーンにより表示する屋外広告物以外の屋外広告物又は掲出物件をいう。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項第 2 号中「、分離帯」を削り、同項第 3 号中「付属物」を「附属物」に改め、同項第 5 号中「第 43 条第 1 項」を「第 38 条第 1 項」に改める。

第 6 条第 2 項第 2 号中「屋外広告物」の右に「及び国又は地方公共団体の機関の指導に基づき表示する屋外広告物でその表示の公益性が高いもののうち市長が指定するもの」を加え、同項第 5 号中「又は第 2 項」を「、第 2 項又は第 4 項」に改め、同項

第 6 号中「歴史的意匠屋外広告物」の右に「又は優良意匠屋外広告物」を加え、同項第 8 号中「歴史的意匠屋外広告物」の右に「及び優良意匠屋外広告物」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項各号に掲げる屋外広告物若しくはその掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらの屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者は、当該行為に係る屋外広告物又は掲出物件を審議会の意見を聴いて別に定める基準に適合させるよう努めなければならない。

第 8 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 第 1 種地域 第 8 号から第 21 号までに掲げる地域以外の地域（以下「一般地域」という。）のうち、山林、樹林地又は田園等が重要な要素となって、優れた自然的景観を形成している地域
- (2) 第 2 種地域 一般地域のうち、歴史的建造物、閑静な住宅等が重要な要素となって、自然的景観又は町並みの景観を形成している地域
- (3) 第 3 種地域 一般地域のうち、背景となる山並みのりょう線と調和する良好な市街地の景観を形成している地域又は京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物が存し、良好な町並みの景観を形成している地域
- (4) 第 4 種地域 一般地域のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設と京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物とが調和し、良好な町並みの景観を形成している地域
- (5) 第 5 種地域 一般地域のうち、店舗、事務所その他これらに類する施設が多数存する地域で、京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物と調和した町並みの景観を形成していく必要があるもの
- (6) 第 6 種地域 一般地域のうち、店舗、工場、事務所又は倉庫が多数存する地域

で、良好な町並みの景観を形成していく必要があるもの

- (7) 第7種地域 一般地域のうち、繁華な市街地の地域及び前各号に該当しない地域で、良好な町並みの景観を形成していく必要があるもの
- (8) 沿道型第1種地域 山並みと調和する閑静な住宅等が重要な要素となって町並みの景観を形成している地域に接する幹線道路及びこれに接する地域で、良好な通りの景観を形成している地域
- (9) 沿道型第1種地域特定地区 山並みと調和する閑静な住宅等が重要な要素となって町並みの景観を形成している地域に接する幹線道路及びこれに接する地域で、優れた眺望に配慮した良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (10) 沿道型第2種地域 山並みと調和する閑静な住宅等が重要な要素となって町並みの景観を形成している地域に接する幹線道路及びこれに接する地域で、店舗、事務所その他これらに類する施設が町並みの景観に調和した良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (11) 沿道型第2種地域特定地区 山並みと調和する閑静な住宅等が重要な要素となって町並みの景観を形成している地域に接する幹線道路及びこれに接する地域で、店舗、事務所その他これらに類する施設が町並みの景観に調和し、優れた眺望に配慮した良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (12) 沿道型第3種地域 店舗、事務所その他これらに類する施設と京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物が調和し、良好な町並みの景観を形成している地域等に接する幹線道路及びこれに接する地域で、良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (13) 沿道型第3種地域特定地区 店舗、事務所その他これらに類する施設と京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物が調和し、良好な町並みの景観を形成している地域等に接する幹線道路及びこれに接す

る地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する良好な通りの景観を形成していく必要がある地域

- (14) 沿道型第 4 種地域 店舗、工場、事務所又は倉庫が多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (15) 沿道型第 4 種地域特定地区 店舗、工場、事務所又は倉庫が多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (16) 沿道型第 5 種地域 店舗、事務所その他これらに類する施設が特に多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (17) 沿道型第 5 種地域特定第 1 地区 店舗、事務所その他これらに類する施設が特に多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する特に良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (18) 沿道型第 5 種地域特定第 2 地区 店舗、事務所その他これらに類する施設が特に多数存する幹線道路及びこれに接する地域で、京都にふさわしい中高層の建築物群が連続する良好な通りの景観を形成していく必要がある地域
- (19) 沿道型第 6 種地域 良好な通りの景観を形成していく必要がある地域のうち、第 9 号から前号までに該当しないもの
- (20) 歴史遺産型第 1 種地域 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 に規定する一覧表に記載されている文化遺産の区域の周辺の区域又は特に歴史的環境を保全する必要がある区域(以下「世界遺産周辺区域等」という。)のうち、山林、樹林地又は歴史的建造物等が重要な要素となって優れた自然的景観を形成している地域
- (21) 歴史遺産型第 2 種地域 世界遺産周辺区域等のうち、前号に該当しない地域

第9条第1項第2号イ中「歴史的意匠屋外広告物」の右に「又は優良意匠屋外広告物」を加え、同項第3号中「及び歴史的意匠屋外広告物」を「又は歴史的意匠屋外広告物若しくは優良意匠屋外広告物」に改め、同項第5号中「第5号ア及び」及び「(第12条第1項に規定する沿道型屋外広告物規制地域内にある場合は、別に定める基準)」を削り、同条第4項中「又は第2項」を「第3項又は第5項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 5 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置し続けようとする者は、更新の許可を受けなければならない。
- 6 第4項の規定は、前項の許可について準用する。
- 7 市長は、優良意匠屋外広告物に係る第5項の規定による許可の有効期間については、前項において準用する第4項の規定にかかわらず、3年を超えて定めることができる。
- 8 第5項の規定による許可の申請があった場合において、第4項（第6項において準用する場合を含む。）又は前項の有効期間の満了の日までにその申請に対する許可又は不許可の処分がなされないときは、従前の許可は、当該有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、第5項の規定による許可がなされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第9条第2項ただし書中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第2号から第4号までに掲げる屋外広告物及びその掲出物件は、審議会の意見を聴いたうえで、第11条第1項各号に掲げる基準との均衡を考慮して別に定める基準に適合するものでなければならない。

第10条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項」の右に「又は第5項」を加え、

「の各号」を削り、同項第 5 号中「次条第 3 項」を「次条第 4 項」に改め、同条第 2 項中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改める。

第 11 条及び第 12 条を次のように改める。

(許可の基準)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る屋外広告物又は掲出物件（同条第 2 項の規定による申請にあっては、当該申請に係る変更後の屋外広告物又は掲出物件）が次の各号に掲げる基準（アドバルーンにより表示する屋外広告物にあっては、審議会の意見を聴いて別に定める基準。以下「許可基準」という。）に適合していると認めるときは、第 9 条第 1 項、第 3 項又は第 5 項の規定による許可をしなければならない。

- (1) 第 4 条及び第 5 条の規定に違反していないこと。
- (2) 位置及び形態が都市の景観に悪影響を及ぼさないこと。
- (3) 歴史的意匠屋外広告物又は優良意匠屋外広告物以外の屋外広告物にあっては、面積が屋外広告物規制区域の種別及び屋外広告物又は掲出物件の種類ごとに審議会の意見を聴いて別に定める面積以下であること。
- (4) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。
- (5) 第 1 種地域、第 2 種地域、第 3 種地域、第 4 種地域、沿道型第 1 種地域、沿道型第 1 種地域特定地区、沿道型第 2 種地域、沿道型第 2 種地域特定地区、歴史遺産型第 1 種地域及び歴史遺産型第 2 種地域内にあっては、電光ニュース板、電光広告板その他の常時表示の内容を変えることができる屋外広告物（以下「可変表示式屋外広告物」という。）又はその掲出物件でないこと。
- (6) 第 1 種地域、第 2 種地域、歴史遺産型第 1 種地域及び歴史遺産型第 2 種地域内並びに道路、鉄道、軌道又は索道の区域及びこれに隣接する地域で、市長が審議会の意見を聴いて指定するものの区域内にあっては、管理用屋外広告物、第 6 条

第 2 項第 7 号に掲げる案内用屋外広告物若しくは自家用屋外広告物又はこれらの掲出物件であること。

- (7) 第 1 種地域、第 2 種地域、第 3 種地域、第 4 種地域、沿道型第 1 種地域、沿道型第 1 種地域特定地区、沿道型第 2 種地域、沿道型第 2 種地域特定地区、沿道型第 3 種地域特定地区、沿道型第 4 種地域特定地区、沿道型第 5 種地域特定第 1 地区、歴史遺産型第 1 種地域及び歴史遺産型第 2 種地域内にあつては、表示・設置合計面積（歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物又は第 3 項の規定により許可を受けた屋外広告物（面積に係る許可基準に適合しないものに限る。）以外の屋外広告物であつて別に定める建築物等の立面に存する建築物等定着型屋外広告物等及び別に定める独立型屋外広告物等（掲出物件にあつては、屋外広告物を表示していないものに限る。）の面積の合計をいう。以下同じ。）の建築物等の 1 の立面における総量が別表第 1 の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる面積以下であること。
- (8) 別に定める建築物等の立面（第 10 号ア（ア）の規定による高さの上限を超える部分を除く。）の面積に対する表示・設置合計面積の割合（以下「表示率」という。）が、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる割合以下であること。
- (9) 沿道型第 1 種地域特定地区、沿道型第 2 種地域特定地区、沿道型第 3 種地域特定地区、沿道型第 4 種地域特定地区、沿道型第 5 種地域特定第 1 地区及び沿道型第 5 種地域特定第 2 地区の区域にあつては、屋外広告物又は掲出物件が審議会の意見を聴いて別に定める道路に突き出さないこと。ただし、審議会の意見を聴いて別に定める基準に適合しているものについては、この限りでない。
- (10) 建築物等定着型屋外広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 最上部の高さが次に掲げる基準に適合していること。ただし、文字（記号を

含む。)のみを記載する自家用屋外広告物又はその掲出物件で、審議会の意見を聴いて別に定める基準に適合しているもの及び審議会の意見を聴いて別に定める基準に適合している旗については、この限りでない。

(ア) 別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる高さ、建築物等定着型屋外広告物等を定着させる建築物等の高さの 3 分の 2 の高さ(当該高さが 10メートルより低い場合にあっては、10メートル)のいずれか低い方の高さ(当該高さが当該屋外広告物又は掲出物件が存する地域における都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号に掲げる高度地区に関する都市計画において定められた建築物の高さの最高限度又は京都市眺望景観創生条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する眺望空間保全区域内において定められた建築物等の最高部の標高を超えるときは、当該最高限度又は最高部の標高(これらの制限のいずれもが適用される場合にあっては、いずれか低い方の高さ))を超えないこと。

(イ) 定着させる建築物等の最上部の高さ(建築物にあっては、軒の高さ(建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 7 号に掲げる軒の高さをいう。))を超えないこと。ただし、地階を除く階数が 2 以上ある建築物の 1 階の屋根、軒又はひさしに表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件であって審議会の意見を聴いて別に定める基準に適合しているもの(以下「ひさし看板等」という。)にあっては、この限りでない。

イ 建築物等の壁面、柱その他これらに類する物(以下「壁面等」という。)から突き出して、表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件にあっては、当該壁面等から当該屋外広告物又は掲出物件の最も突き出した部分までの距離が、別表第 4 の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる距離を超えない範囲内において、当該屋外広告物又は掲出物件が壁面等に定着する位置の高さご



とに別に定める距離以下であること。

(11) 独立型屋外広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 高さが、10メートルを超えない範囲内において屋外広告物又は掲出物件の種類ごとに別に定める高さ以下であること。

イ 区画内において表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件にあつては、当該区画内に存する屋外広告物(管理用屋外広告物で別に定めるもの、歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物及び第3項の規定により許可を受けた屋外広告物(面積に係る許可基準に適合しないものに限る。))を除く。)及び掲出物件(屋外広告物を表示していないものに限る。)の面積の合計が、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる面積以下であること。

(12) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件にあつては、他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件との間の距離が300メートルを超えない範囲内において別に定める距離以上であること。

2 前項第2号及び第4号に掲げる許可基準の適用に関し必要な技術的細目は、審議会の意見を聴いて、屋外広告物規制区域の種別及び屋外広告物又は掲出物件の種類に応じて、別に定める。

3 市長は、意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの若しくはその表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められる屋外広告物又はその掲出物件については、許可基準に適合しない場合においても、審議会の意見を聴いて、その表示又は設置を許可することができる。

4 市長は、前条第1項の規定による申請に係る屋外広告物の表示又は掲出物件の設置が、建築基準法第88条第1項及び第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を要するものである場合において、当該申請

において管理者とされた者が別に定める資格を有する者でないときは、第 1 項の規定にかかわらず、第 9 条第 1 項又は第 5 項の規定による許可をしてはならない。

5 市長は、第 1 項第 6 号に規定する道路、鉄道、軌道又は索道の区域及びこれに隣接する地域を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

6 第 1 項第 6 号に規定する道路、鉄道、軌道又は索道の区域及びこれに隣接する地域の指定及び変更は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

(完了等の届出)

第 12 条 第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事を中止したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 13 条を削る。

第 14 条第 1 項及び第 2 項中「第 9 条第 1 項」の右に「又は第 5 項」を加え、同条第 3 項中「第 9 条第 1 項」の右に「又は第 5 項」を加え、「除却しなければならない」を「除却するとともに、当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置していた場所又は箇所(道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から見えないものを除く。)を原状に回復しなければならない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前 2 項に規定する除却を行った場合、表示者等は、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

第 16 条中「第 2 項」を「第 3 項」に、「同条第 1 項第 5 号」を「同条第 1 項第 1 号」に、「を除く」を「に限る」に改め、同条を第 15 条とする。

第 16 条の 2 を第 16 条とする。

第 17 条を次のように改める。

(特定屋内広告物の表示の制限)

第 17 条 何人も、次に掲げる特定屋内広告物を表示してはならない。

- (1) 建築物の 1 階以下の部分の 1 の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が 10 分の 5 を超え、又は建築物の 2 階以上の部分の 1 の開口部等の面積に対する当該開口部等に係る特定屋内広告物の面積の合計の割合が 10 分の 3 を超えることとなるもの
- (2) 意匠が別に定めるけばけばしい色彩であるもの

2 前項の規定は、次に掲げる特定屋内広告物については、適用しない。

- (1) 公職選挙法、民事執行法その他の法令の規定により表示する特定屋内広告物
- (2) 工事、祭礼又は慣例的行事のために表示する特定屋内広告物で、表示する期間をその物に明記するもの(当該期間内にあるものに限る。)
- (3) 団体(営利を目的とするものを除く。)又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動(営利を目的とするものを除く。)のために表示する特定屋内広告物

第 18 条中「前条各号」を「前条第 2 項各号」に改める。

第 21 条第 2 項第 8 号中「第 17 条各号」を「第 17 条第 2 項各号」に改める。

第 23 条第 3 項中「第 1 項」の右に「又は第 3 項」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 2 項の次に次の 5 項を加える。

- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置し続けようとする者は、更新の許可を受けなければならない。
- 4 第 2 項の規定は、前項の許可について準用する。
- 5 市長は、優良意匠屋外広告物に係る第 3 項の規定による許可の有効期間については、前項において準用する第 2 項の規定にかかわらず、3 年を超えて定めることが

できる。

6 第3項の規定による許可の申請があった場合において、第2項(第4項において準用する場合を含む。)又は前項の有効期間の満了の日までにその申請に対する許可又は不許可の処分がなされないときは、従前の許可は、当該有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

7 前項の場合において、第3項の規定による許可がなされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第24条第1項中「前条第1項」の右に「又は第3項」を加える。

第25条中「第23条第1項」の右に「又は第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの若しくはその表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められる屋外広告物又はその掲出物件については、前項の基準に適合しない場合においても、審議会の意見を聴いて、その表示又は設置を許可することができる。

第26条を次のように改める。

(準用)

第26条 第12条から第14条までの規定は、第23条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者について準用する。この場合において、第12条中「第9条第1項又は第3項」とあるのは「第23条第1項」と、第13条第1項から第3項までの規定中「第9条第1項又は第5項」とあるのは「第23条第1項又は第3項」と読み替えるものとする。

第28条の2中「第16条の2」を「第16条」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

## 第 5 章 歴史的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物

第 3 2 条の見出し中「歴史的意匠屋外広告物」の右に「及び優良意匠屋外広告物」を加え、同条中「、審議会の意見を聴いて」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、特に優良な意匠を有しており、かつ、位置、規模及び形態が都市の景観の維持及び向上に寄与していると認められる屋外広告物を、その所有者の申請に基づき、審議会の意見を聴いて、別に定めるところにより、優良意匠屋外広告物として指定することができる。

第 3 3 条中「歴史的意匠屋外広告物の」を「歴史的意匠屋外広告物又は優良意匠屋外広告物の」に、「当該歴史的意匠屋外広告物」を「当該屋外広告物」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(指定の取消し)

第 3 3 条の 2 市長は、第 3 2 条第 1 項又は第 2 項の規定による指定を行った歴史的意匠屋外広告物又は優良意匠屋外広告物が当該指定があった時の状態でなくなったときは、当該指定を取り消すことができる。

第 3 4 条中「歴史的意匠屋外広告物」の右に「又は優良意匠屋外広告物」を加え、「第 9 条第 2 項」を「第 9 条第 3 項」に改める。

第 3 4 条の 3 第 4 項中「又は第 2 項」を「、第 2 項又は第 4 項」に改め、同項を第 8 項とし、同条第 3 項の次に次の 4 項を加える。

4 前項の有効期間の満了後引き続き車両等に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置し続けようとする者は、更新の許可を受けなければならない。

5 第 3 項の規定は、前項の許可について準用する。

6 第 4 項の規定による許可の申請があった場合において、第 3 項（前項において準用する場合を含む。）の有効期間の満了の日までにその申請に対する許可又は不許可の処分がなされないときは、従前の許可は、当該有効期間の満了後もその処分が

なされるまでの間は、なおその効力を有する。

7 前項の場合において、第 4 項の規定による許可がなされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第 3 4 条の 4 第 1 項中「前条第 1 項」の右に「又は第 4 項」を加える。

第 3 4 条の 5 第 1 項各号列記以外の部分中「又は第 2 項」を「第 2 項又は第 4 項」に改め、同項第 1 号中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条」に改め、同条第 3 項中「又は第 2 項」を「第 2 項又は第 4 項」に改める。

第 3 4 条の 6 を次のように改める。

(準用)

第 3 4 条の 6 第 1 2 条から第 1 4 条までの規定は、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定による許可を受けた者について準用する。この場合において、第 1 2 条中「第 9 条第 1 項又は第 3 項」とあるのは「第 3 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項」と、第 1 3 条第 1 項から第 3 項までの規定中「第 9 条第 1 項又は第 5 項」とあるのは「第 3 4 条の 3 第 1 項又は第 4 項」と読み替えるものとする。

第 3 8 条第 1 項中「第 9 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 3 条第 1 項又は第 3 4 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 9 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項、第 2 3 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 3 4 条の 3 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項」に、「別表」を「別表第 6」に改める。

第 3 9 条第 1 項第 3 号中「第 9 条第 4 項、第 2 3 条第 3 項若しくは第 3 4 条の 3 第 4 項」を「第 9 条第 1 0 項、第 2 3 条第 8 項若しくは第 3 4 条の 3 第 8 項」に改め、同条第 2 項前段中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可又は当該許可に付された条件に違反することが明らかな表示の工事中の屋外広告物又は設置の工事中の掲出物件

については、緊急の必要があって京都市行政手続条例第 14 条第 1 項に規定する意見陳述のための手続を取ることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該屋外広告物を表示し、掲出物件を設置し、若しくは屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠を変更しようとする者又はこれらを管理する者に対し、当該工事の施工の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

第 39 条に次の 2 項を加える。

- 4 市長は、第 1 項の規定による命令をした場合においては、標章のはり付け、標識の設置その他別に定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 5 前項の標章及び標識は、第 1 項の規定による命令に係る屋外広告物、掲出物件若しくは特定屋内広告物又はこれらが存する土地若しくは建築物等にはり付け、又は設置することができる。この場合においては、当該命令に係る屋外広告物、掲出物件若しくは特定屋内広告物又はこれらが存する土地の所有者、管理者又は占有者は、当該標章のはり付け又は標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第 42 条中「とき」の右に「、又は第 36 条の 11 の規定による登録の取消し若しくは営業の停止の命令を行ったとき」を加える。

第 46 条中「第 39 条第 1 項」の右に「又は第 2 項前段」を加える。

第 47 条第 1 号及び第 2 号中「若しくは第 2 項、第 23 条第 1 項又は第 34 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項」を「、第 3 項若しくは第 5 項、第 23 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 34 条の 3 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項」に改め、同条第 3 号中「第 9 条第 4 項、第 23 条第 3 項又は第 34 条の 3 第 4 項」を「第 9 条第 10 項、第 23 条第 8 項又は第 34 条の 3 第 8 項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (6) 第 39 条第 2 項後段の規定による命令に違反した者

第 48 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同条第 1 号中「第 14 条第 3 項」を「第 13 条第 3 項」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 第 12 条(第 26 条又は第 34 条の 6 において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表備考以外の部分を次のように改める。

区		分	単 位	手 数 料
第 9 条 第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項又は第 2 条第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可の申請	建築物等 定着型屋 外広告物	ひさし看板等	屋外広告物又は掲出物件(屋外広告物を表示していないものに限る。)1個につき面積5平方メートルまでごとに	円 4,200
		その他の屋外 広告物又は掲 出物件		2,600
	独立型屋 外広告物 等	土地に定着し て、表示し、又 は設置するもの		2,600
		その他のもの		800
	アドバルーンにより表示 する屋外広告物			800
第 34 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 4 項 の規定による許可の申請				2,600

別表備考 1 中「第 9 条第 2 項」を「第 9 条第 3 項」に改め、同表備考 3 を同備考 4 とし、同備考 2 の次に次のように加える。

- 3 第 11 条第 3 項又は第 25 条第 2 項の規定の適用を受ける屋外広告物又はその掲出物件に係る手数料は、この表により計算した額に 65,000 円を加算して得た額とする。

別表を別表第 6 とし、同表の前に次の 5 表を加える。



別表第 1 (第 1 1 条関係)

区 分	表示・設置合計面積の上限 平方メートル
歴 史 遺 産 型 第 1 種 地 域	3
第 1 種地域, 第 2 種地域及び歴史遺産型第 2 種地域	5
第 3 種地域, 沿道型第 1 種地域及び沿道型第 1 種地 域特定地区	10
沿 道 型 第 2 種 地 域 特 定 地 区	15
第 4 種地域, 沿道型第 2 種地域及び沿道型第 3 種地 域特定地区	20
沿 道 型 第 4 種 地 域 特 定 地 区	30
沿 道 型 第 5 種 地 域 特 定 第 1 地 区	40

別表第 2 (第 1 1 条関係)

区 分	表示率の上限
第 1 種地域, 歴史遺産型第 1 種地域及び歴史遺産型 第 2 種地域	100分の10
第 2 種地域, 第 3 種地域, 沿道型第 1 種地域及び沿 道型第 1 種地域特定地区	100分の15
第 4 種地域, 第 5 種地域, 沿道型第 2 種地域, 沿道 型第 2 種地域特定地区, 沿道型第 3 種地域, 沿道型 第 3 種地域特定地区及び沿道型第 4 種地域特定地区	100分の20
第 6 種地域, 第 7 種地域, 沿道型第 4 種地域, 沿道 型第 5 種地域, 沿道型第 5 種地域特定第 1 地区及び沿 道型第 6 種地域	100分の25
沿 道 型 第 5 種 地 域 特 定 第 2 地 区	100分の30

備考 最上部の高さが10メートルを超える建築物等定着型屋外広告物等のうち、  
当該超える部分に係る表示率は、この表に掲げる表示率から100分の5を減  
じて得た率とする。

別表第 3 (第 1 1 条関係)

区 分	最上部の高さの上限 メートル
第 1 種 地 域 及 び 歴 史 遺 産 型 第 1 種 地 域	4
第 2 種 地 域 及 び 歴 史 遺 産 型 第 2 種 地 域	6
第 3 種地域, 第 4 種地域, 沿道型第 1 種地域, 沿道 型第 1 種地域特定地区, 沿道型第 2 種地域及び沿道 型第 2 種地域特定地区	10
第 5 種地域, 第 6 種地域, 沿道型第 3 種地域, 沿道 型第 3 種地域特定地区, 沿道型第 4 種地域及び沿道 型第 4 種地域特定地区	15
第 7 種地域, 沿道型第 5 種地域, 沿道型第 5 種地域 特定第 1 地区, 沿道型第 5 種地域特定第 2 地区及び沿 道型第 6 種地域	20

別表第 4 (第 11 条関係)

区 分	最も突き出した部分までの距離の上限
第 5 種地域, 第 6 種地域, 第 7 種地域, 沿道型第 3 種地域, 沿道型第 4 種地域, 沿道型第 4 種地域特定地区, 沿道型第 5 種地域, 沿道型第 5 種地域特定第 1 地区, 沿道型第 5 種地域特定第 2 地区, 沿道型第 6 種地域	メートル 1. 5
そ の 他 の 地 域	1

別表第 5 (第 11 条関係)

区 分	面積の合計の上限
第 1 種地域及び歴史遺産型第 1 種地域	平方メートル 3
第 2 種地域及び歴史遺産型第 2 種地域	5
第 3 種地域, 第 4 種地域, 沿道型第 1 種地域, 沿道型第 1 種地域特定地区, 沿道型第 2 種地域特定地区及び沿道型第 3 種地域特定地区	10
第 5 種地域, 第 6 種地域, 第 7 種地域, 沿道型第 2 種地域, 沿道型第 3 種地域及び沿道型第 4 種地域特定地区	15
沿道型第 4 種地域, 沿道型第 5 種地域特定第 1 地区及び沿道型第 5 種地域特定第 2 地区	20
沿 道 型 第 5 種 地 域	25
沿 道 型 第 6 種 地 域	30

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は, 市規則で定める日から施行する。ただし, 次項及び附則第 14 項の規定は, 公布の日から施行する。

## (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市屋外広告物等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による審議会の意見の聴取は, この条例の施行前においても行うことができる。

## (検討)

- 3 市長は, 社会経済情勢の変化を勘案しつつ, 改正後の条例の施行の状況について検討を加え, 必要があると認めるときは, その結果に基づいて所要の措置を講じる

ものとする。

(屋外広告物及び掲出物件に関する経過措置)

- 4 この条例による改正前の京都市屋外広告物等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可（以下「旧許可」という。）の申請は、改正後の条例第 9 条第 1 項（更新の許可に係るものにあつては、第 5 項）又は第 3 項の規定による許可（以下「新許可」という。）の申請とみなす。この場合において、当該申請（更新の許可に係るものに限る。）については、改正後の条例第 11 条第 1 項に規定する許可基準（以下「新許可基準」という。）は、適用せず、なお従前の例による。
- 5 改正前の条例第 23 条第 1 項（更新の許可に係るものに限る。）の規定による許可の申請は、改正後の条例第 23 条第 3 項の規定による許可の申請とみなす。
- 6 改正前の条例第 34 条の 3 第 1 項（更新の許可に係るものに限る。）の規定による許可の申請は、改正後の条例第 34 条の 3 第 4 項の規定による許可の申請とみなす。
- 7 この条例の施行の際、現に旧許可又は改正前の条例第 23 条第 1 項（更新の許可に係るものに限る。）若しくは第 34 条の 3 第 1 項（更新の許可に係るものに限る。）の規定による許可を受けて、表示し、又は設置している屋外広告物又は掲出物件は、これらの許可の有効期間が満了するまでの間は、それぞれ新許可又は改正後の条例第 23 条第 3 項若しくは第 34 条の 3 第 4 項の規定による許可を受けて、表示し、又は設置しているものとみなす。
- 8 附則第 4 項の規定の適用を受けて新許可（更新の新許可に限る。）を

受けた屋外広告物若しくは掲出物件で、新許可基準に適合しないものを当該許可の有効期間の満了後、引き続き、表示し、若しくは設置しようとする場合又は前項の規定の適用を受けている屋外広告物若しくは掲出物件で、新許可基準に適合しないものを、旧許可の有効期間の満了後、引き続き、表示し、若しくは設置しようとする場合における新許可の申請については、新許可基準は、適用せず、なお従前の例による。

9 附則第 4 項の規定の適用がある申請に対する新許可（更新の新許可に限る。）の有効期間、附則第 6 項の規定の適用がある旧許可の有効期間又は前項の規定の適用がある新許可の有効期間内において、意匠の変更（改正後の条例第 9 条第 3 項に規定する別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合における新許可の申請については、新許可基準は、適用せず、なお従前の例による。

10 附則第 8 項の規定の適用がある場合における新許可の有効期間の満了前までに、別に定めるところにより、同項の規定の適用を受けている屋外広告物又は掲出物を新許可基準に適合させる改修、除却その他の措置を採ることを記載した計画書の提出があり、市長が相当と認めるときは、改正後の条例第 9 条第 5 項の規定は、この条例の施行の日から起算して 7 年を経過する日までの間、適用しない。ただし、当該計画書に記載のない措置を採った場合は、この限りでない。

11 改正後の条例第 9 条第 2 項の規定は、この条例の規定の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、適用しない。

(手数料に関する経過措置)

12 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

14 附則第 4 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

提案理由

屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の位置、規模、形態及び意匠の制限に関する事項等を定める必要があるので提案する。